

チェーン版 Google マイビジネス最適化商品利用条件 (加盟契約なし)

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本条件は、本条件に同意した上で、第3条にて定めるサービス(以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、本条件上別段の定めがある場合および文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、次の各号に掲げたとおりとする。

- (1) 当社サイト
当社が管理および運営するウェブサイト「ぐるなび」
- (2) GMB サービス
Google, LLC.が運営するサービス「Google マイビジネス」
- (3) 対象店舗
利用者が運営する飲食店のうち、利用者が本サービスの対象とすることを指定した店舗
- (4) 利用者ページ
当社サイトまたは GMB サービス上における、対象店舗にかかる情報を掲載したウェブページ

第3条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスのうち、利用者が利用を希望するサービスを提供する。
 - (1) GMB 登録運用代行サービス
GMB サービスの利用開始にあたり、必要となる諸手続、対象店舗の情報を掲載するウェブページ(以下「GMB ウェブサイト」という)の制作および運営に必要な管理等を行うサービス。なお、GMB 登録運用代行サービスの詳細は、第2章に定める。
 - (2) GMB 情報登録・更新サービス
利用者に代わり、GMB サービスの最適化(情報・カテゴリ、メニュー、ローマ字表記名または写真等当社の指定する事項の登録)を行うサービス。
 - (3) GMB ブランド名検索表示チェック
利用者に代わり、GMB サービスにおける、ブランド名での検索時の表示の維持状況をチェックするサービス。
 - (4) GMB 投稿サービス
利用者のブランドに関連する記事を制作し、利用者に代わり、対象店舗の GMB において、当該記事の投稿を行うサービス
 - (5) GMB クチコミ管理サービス
利用者に代わり、GMB サービスにおいてユーザが登録するクチコミの監視を行い、当該監視・分析結果を当社所定のフォーマットに取り纏めて利用者に提供するサービスおよび当該クチコミに対する定型文による返信を行うサービス。なお、定型文による返信の内容は事前に協議の上決定するものとし、かかる返信を行う件数は当社の指定する件数を上限とする。
 - (6) レポートサービス
前各号に定めるサービスに関連するレポートを提供するサービス。
2. 当社は、本サービスの内容を随時自由に見直すことができる。

第4条 (本契約の成立および条件)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 前項のほか、本サービスの利用にあたっては、当社が提供する「Google マイビジネス登録運用代行サービス(これに相当するサービスを含み、以下「GMB 登録運用代行サービス等」という)を利用していることを条件とし、当社は、当該サービスを利用していない利用希望者による本サービスの利用申込みについて同意しないものとする。
4. 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第5条 (本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から1年間とする。ただし、本契約満了日の30日前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条 (本サービス料および支払い条件)

1. 利用者は、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める額を支払う。
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。
3. 利用者は、利用者が第3条第1項第1号ないし第5号に掲げる本サービスの全部または一部を利用しない場合であっても、本サービス料の減額を行わない。また、本契約期間中対象店舗が閉店等により減少した場合であっても、本サービス料の減額を行わない。ただし、当社と利用者との間で別途合意した場合はこの限りでない。
4. 本契約期間中の利用者による本サービスの利用が当社と合意した利用回数(以下「本サービス利用回数」という)の上限に達せず、利用者が利用した本サービスを構成する各サービスの利用料金の総額が本サービス料金に満たない場合であっても、利用者は前号に従って当社に本サービス料金全額を支払う。なお、本契約を更新した場合であっても残った本サービス利用回数を更新後の契約期間に持ち越して利用することはできない。

第7条 (再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

第8条 (事前手続)

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる GMB サービスの ID およびパスワード(以下「利用者アカウント」という)を、自己の責任で当社に提供する。
2. 前項に基づく利用者アカウントの提供に起因したまたはこれに関連して、当社または利用者との Google, LLC.との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社への責に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、利用者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負う。
3. 前二項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。

第9条 (本サービスの提供条件等)

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を行わない。
 - (1) 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
 - (2) 当社サイト上の利用者ページの掲載が未了の場合
 - (3) 当社サイト上の利用者ページの掲載が、利用者の責に帰すべき事由(第13条(禁止事項)の定め違反したことを含むがこれに限られない)により停止している場合
 - (4) GMB 登録運用代行サービス等の利用にかかる契約を終了した場合
 - (5) 利用者または第三者により利用者アカウントに紐付き当社に付与されたオーナー権限が解除された場合
 - (6) 当社と利用者との間の加盟契約が終了した場合
2. 当社は、前項の定めにより利用者に対する本サービスの提供を行わない場合、本サービス料の減額を行わない。
3. 当社は、GMB 投稿サービスの提供にあたり、投稿する記事に関するテーマ等の諸条件を利用者と協議の上決定する。また、当該気の内容について、当社は当社の指定する方法により利用者に確認を依頼し、利用者は確認結果をする。ただし、利用者が当社の指定する期日までに確認結果の通知を行わない場合利用者が当該記事の内容を承諾しなかったものとみなし、その投稿を実施しないが、当該月分の投稿は実施されたものとみなす。
4. 当社は、前項の定めに基づき制作した記事を利用者の GMB に投稿する。但し、かかる GMB 上に当該記事が表示されることを保証するものではない。また、当該記事の投稿後、いかなる理由があっても、当該記事の内容の修正、変更には応じない。

第10条 (本契約終了後の措置)

1. 本サービスの提供を開始した日から6ヶ月以内に本契約が終了した場合(ただし、第24条第1項(当社による本契約の終了)に基づき当社が本契約を終了させた場合を除く)、利用者は、当社に対して違約金として、【別表】に定める基準額から差し引かれた金額を支払うものとする。
2. 前項の定めは、利用者の当社に対する損害賠償義務の金額またはその上限について定めたものではなく、利用者は、本契約の終了によって当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

第2章(GMB 登録運用代行サービス)

第11条 (本章の適用)

本章の規定は、GMB 登録運用代行サービスの利用につき適用される。

第12条 (GMB 登録運用代行サービス)

当社が利用者に対し提供するGMB登録運用代行サービスは、以下に定めるサービスにて構成される。

- (1) 初期登録
GMBサービスの利用開始のために必要となる諸手続の実施
- (2) GMBウェブサイトの制作および設定
対象店舗の情報を掲載するGMBウェブサイトの制作およびGMBサービスへの設定
- (3) 管理および保守
GMBサービス上の対象店舗にかかる情報の更新、編集その他の管理
- (4) クチコミ監視
利用者に代わり、GMBサービスにおいてユーザが登録するクチコミの監視を行い、当該監視結果を当社所定のフォーマットに取り纏めて利用者に提供する
- (5) 市況レポートの提供
当社が管理・運営するGMBサービスのデータを当社所定の形式に取りまとめ提供する

第13条 (事前手続に関する特別)

第8条の定めに加え、利用者が当社に対し、利用者アカウント等を提供しない場合、当社は利用者に対して GMB 登録運用代行サービスを提供することができず、本契約は当然に終了する。

第14条 (初期登録)

当社は、利用者に代わり、利用者の指示に従いGMBサービスの初期登録の手続を実施する。

第15条 (管理および保守)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、GMBサービスに掲載されている対象店舗に関する情報が第三者によって編集され、または当社サイト上の利用者ページの情報と差異が生じていることを当社が検知した場合、当社は利用者の要望に従い修正する。ただし、利用者が別段の意思表示を行った場合はこの限りでない。

第16条 (ロコミ内容に関する免責)

当社は、ロコミ監視サービスについて、ロコミの性質上、当社がその内容について制御できるものではなく、ロコミの内容に起因して、利用者および第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わない。ただし、当該損害の原因が、当社の故意または重大過失による場合は除く。

第3章 雑則

第17条 (保証)

利用者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
 - 事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
 - 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他ユーザに不快感を与える情報
 - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
 - 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利(著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない)をも侵害しないこと

第18条 (機密情報・個人情報の取扱い)

- 利用者および当社は、利用契約に関して知りえた相手方の機密情報(本サービスに関するノウハウ、本システムに関する情報、技術上または営業上の一切の機密情報を含む)および相手方の個人情報等を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならず、本条件に別段の定めがある場合を除き、利用契約に関連する自ら業務に利用する目的以外で利用してはならない。
- 利用者および当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従いすみやかに前条の機密情報を返却または廃棄し、以後使用しないものとする。

第19条 (禁止事項)

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - 本条件に違反する行為
 - 委託先を誹謗中傷し、または委託先の品位や名誉を傷つける行為
- 当社は、利用者が前項に掲げる事項を行ったと判断する場合、利用者予告することなく利用者ページの掲出を一時中断または掲出を取りやめることができる。この場合、利用者ページの掲出を停止した期間における本サービス料は減額されるものではない。

第20条 (知的財産権等)

- 本サービスの提供の過程で当社が制作した制作物の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該制作物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材(写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない)が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、当社および利用者にて別途協議の上定めるものとする。
- 利用者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲における利用者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

第21条 (本サービスの停止および中断)

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を、利用者予告なく停止することができる。
 - 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
 - GMB サービスの仕様変更に伴い、本サービスの提供が不能または困難な場合
- 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者が生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

第22条 (機密情報・個人情報の取扱い)

- 利用者および当社は、利用契約に関して知りえた相手方の機密情報(本サービスに関するノウハウ、本システムに関する情報、技術上または営業上の一切の機密情報を含む)および相手方の個人情報等を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならず、本条件に別段の定めがある場合を除き、利用契約に関連する自ら業務に利用する目的以外で利用してはならない。
- 利用者および当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従いすみやかに前条の機密情報を返却または廃棄し、以後使用しないものとする。

第23条 (利用契約の解除)

- 当社は、利用者が下記各号に該当する場合、何らの催告なく利用契約を解除できるものとし、利用者は当然に期限の利益を失う。
 - 本条件の各条項のいずれかに違反した場合
 - 手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申し立てた場合
 - 利用料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合
 - 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - 解散、減資、事業(営業)の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - その他利用者の責に帰すべき事由により、利用者当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合
- 当社は、本条第1項の解除をしたことにより利用者およびその他の第三者に生じた一切の損害に対し、何らの責任も負わない。
- 本条第1項に基づく解除は、当社から利用者に対する損害賠償請求を妨げない。

第24条 (当社による本契約の終了)

- 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができる。

- 当社は、利用者が第19条(禁止事項)の規定に違反した場合または第23条第1項各号に該当した場合、利用者に対するなんらの通知および催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。
- 前二項の定めにかかわらず、終了事由のいかなるを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本条件に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本条件が適用される。

第25条 (利用者による本契約の終了)

利用者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の30日前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

第26条 (反社会的勢力の排除)

- 利用者および当社は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 利用者および当社は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 利用者および当社は、自己の下請先業者(下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- 利用者および当社は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後判明した場合には、ただちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を取るものとする。
- 利用者および当社は、前四項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出するものとする。
- 利用者または当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、利用者当社との間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行った利用者または当社は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償または補償することを要しない。また、解除を行った利用者または当社に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第27条 (損害賠償)

当社は、本サービスの利用によって利用者が生じた損害の原因が、当社の過失によるものである場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、第6条に定める利用料金等(初期導入にかかる費用を除く)のうち当社が利用者より既に支払を受けた金額の直近6箇月分に相当する額を上限として、賠償に応じる。ただし、当該損害の原因が当社の故意または重大過失に基づく場合はこの限りではない。

第28条 (存続条項)

理由のいかなるを問わず本契約が終了した場合、第10条(本契約終了後の措置)、第16条(口コミ内容に関する免責)、第20条(知的財産権等)、第22条(機密情報・個人情報の取扱い)、第23条第3項(利用契約の解除)、第24条第3項(当社による本契約の終了)、第27条(損害賠償)、本条、第29条(権利義務の承継等)、第32条(準拠法)、第33条(合意管轄)については、本契約終了後も有効に存続する。なお、第22条第1項に基づく機密情報の取扱いの定めは、本契約終了後3年間存続する。

第29条 (権利義務の承継等)

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させ(合併、会社分割等の組織再編行為によるものか否かを問わない)または担保に供してはならない。

第30条 (本条件の変更)

- 当社は、利用者予告なく、本条件を変更することができる。
- 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法(当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない)により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者は、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第31条 (協議)

本条件に定めのない事項または本条件の条項について疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとする。

第32条 (準拠法)

利用契約に関する準拠法は、日本国法とする。

第33条 (合意管轄)

利用契約に関する一切の紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上
制定日:2021年6月1日

【別表】

基準額	差引額
本サービス料の6ヶ月分	利用者が本サービスを利用した期間に 相当する本サービス料